

省エネ家電買替支援事業補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答
1	共通	購入した家電は、新品ではなく中古品でも補助対象となりますか？	未使用品が対象となります。中古品は対象となりません。また、レンタルやリース品も対象となりません。
2	共通	市内の店舗・事業者で購入した場合、補助の対象となりますか？市内の判断はどのような基準ですか？	市内の店舗・事業者とは、新見市内に本社若しくは支店等の営業拠点を置く個人又は法人とします。
3	共通	市外の店舗・事業者で購入した場合、補助金の交付を受けることはできますか？	補助金の交付対象なりません。
4	共通	自己の所有する住宅ではなく、賃貸住宅ですが対象となりますか？	本市に住所があり、自ら居住するための住宅であれば対象となります。ただし、賃貸や自己所有物件ではない場合は、所有者の施工承諾を得てから工事を行ってください。
5	共通	仮住まいとして一時的に使用している住宅への設置は、補助金の対象となりますか？	仮住まいや短期的に滞在する住宅（別荘等）は補助対象なりません。
6	共通	店舗兼住宅の場合は、補助金の対象となりますか？	住宅（居住）部分に設置する場合は、対象となりますが、営業や事業で使用する部分に設置する場合は対象なりません。
7	共通	いつ買い替えをした省エネ家電が補助対象となりますか？	令和7年12月19日以降に購入（設置）したもので、令和8年12月25日までに申請されたものが対象です。
8	共通	家電を買い替えた場合、申請はいつすればいいですか？また、申請期限はいつまでですか？	購入代金支払い後60日以内又は、令和8年12月25日までのいずれか早い日までに申請してください。申請の受付は先着順となり、予算がなくなり次第、受付を終了します。
9	共通	補助金の申請書は、どこで入手できますか？	申請様式については、市のホームページからダウンロードできます。 また、環境課窓口でも配布しています。 申請は、市役所環境課に書類を提出してください。

省エネ家電買替支援事業補助金 Q&A

No.	区分	質問	回答
10	共通	補助金の申請は電子でも可能ですか？	4月1日以降、電子申請が可能です。 2月・3月中の申請の場合は、紙での申請のみとなります。
11	共通	補助金の申請は、何回でもできますか？ また、エアコンと高効率給湯器のどちらも申請できますか？	補助金の申請は、1世帯あたりエアコン、高効率給湯器のいずれか1品目とし、申請は1回限りです。
12	共通	新見市の他の脱炭素補助金の交付を受けていますが、この補助金の申請はできますか？	エアコン、高効率給湯器の申請はどちらか1回限りですが、市から交付している他の脱炭素関連の補助金（太陽光発電システム、蓄電池、EV車等）との併用は可能です。
13	エアコン	補助対象となるエアコンかどうか確認する方法がありますか？	「省エネ型製品情報サイト」で対象製品の省エネルギー基準達成率をご確認いただけます。100%以上（目標年度：2027年度）のものが対象です。
14	エアコン	同一の建物の中で、買い替えによって設置位置が変更になってもいいですか？	買い替えにより、同一建物内で設置位置や設置する部屋が変わっても大丈夫ですが、既存の設置建物のエアコンが、買い替えによって別建物に設置する場合は、補助対象となりません。
15	高効率給湯器	補助対象となる高効率給湯器かどうか確認する方法ありますか？	国が行う住宅省エネキャンペーンの補助対象製品のサイトでご確認いただけます。
16	高効率給湯器	高効率給湯器は、国から補助金が出るが、国と市の両方の補助金を受け取ることができますか？	国と市の補助金をどちらも受け取ることができますが、市では国の補助金申請を受け付けできません。 国の補助金については、設置された業者（登録事業者）が申請を代行しますので、設置した業者にご相談ください。